

第 1 2 号議案

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する
条例の制定について

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じた額（1 円未満の端
数については切り捨てるものとする。）」を削る。

第 4 条及び第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第 1 中「午前 1 2 時」を「正午」に、

「

1,500円	2,500円	3,000円	4,000円	5,500円	7,000円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改め、同表備考第 4 号中「1, 0 0 0 円」を「1, 0 8 0 円」に
改める。

別表第2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市庁舎使用料条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市庁舎の使用料について、消費税引上げに対応するため、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、
この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の
例によること。